

12月3日～9日は障害者週間

問い合わせ 障がい者福祉課

障害者週間とは、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深め、障がいのある方があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められた週間です。

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ともに暮らせる社会は、ちょっとした配慮や工夫で実現できます。この機会に、障がいのある方について知り、身近なこととして考えてみませんか。

令和3年3月31日現在、市における障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）の登録者数は合計7,030人（市民20人に1人の割合）です。

ご存じですか

★障がい者に関するマーク

身体障害者標識…肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された人が普通自動車を運転する場合に表示するものです。マークの表示については努力義務となっています。



障害者雇用支援マーク…（公社）ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。



★ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めためのもので、ヘルプカードを持っている方が困っているのを見かけた時には、記載内容を参考に、手助けや配慮の協力をお願いします。



★電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通話オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、電話で双方につながるサービスです。24時間365日、自宅や外出先でも利用できます。電話リレーサービスを利用するには、事前に日本財団電話リレーサービスのホームページから利用登録が必要です（聞こえる方は登録の必要がありません）。

★音声コード

文字情報を音声情報に変える二次元コードで、専用の読み上げ装置を使用すると、音声で文字情報を聴くことができます。これにより、文字が読めない・読みづらい方の、特にプライバシーに関する情報をご自身で確認することができます。

★障害者差別解消法

障がいによる理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障がいによる理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。

市では、令和3年4月1日に「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」が施行されました。本条例では、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して、心豊かに暮らせるまちを目指します。

本条例の、ポイントは下記のとおりです。

- ▷不当な差別的取り扱いの禁止…障がいによる理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限したり、条件を付けたりするようなことを行ってはいけません。
- ▷合理的配慮の提供の義務化…差別解消の取り組みを一層進めるため、行政機関だけではなく、民間事業者の「合理的配慮の提供」も義務とする。
- ▷紛争解決のための取り組みで、市の相談窓口で相談してもなお、障がいによる理由とする差別が解消されないとき、市に対して助言やあっせんを申し立てができるよう規定している。

★障害者優先調達推進法

市では、「障害者優先調達推進法」に基づき「令和3年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針」を策定し、物品やサービスを調達する際、優先的に障害者就労支援施設等から調達するよう努めています。

市役所2階喫茶コーナー「カフェだんだん」

市内の障害者施設等に属する方々が社会参加を目指しながら、接客等を行っています。いきいきとした笑顔、真心のこもった接客と料理で、皆様のご来店をお待ちしています。



営業時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前10時～午後4時（3時30分ラストオーダー）

喫茶…カレーライス、ピザトースト、日替わりメニュー（定食、けんちんうどん等）、デザート（ケーキ等）、飲み物（コーヒー、紅茶等）



物品販売…月2～3回、手芸品、陶芸品、木工品、お菓子などを

販売しています（野菜は随時）。詳細は、市ホームページや「カフェだんだん」掲示物をご覧ください。障がい者福祉課へお問い合わせください。

※時間帯や品物は、月によって変更する場合がありますので、お問い合わせください。

障害者週間イベント

★障害者施設等作品展

障害者週間に合わせて、障害者施設・団体に所属している方の作品を展示します。

日時 12月3日（金）～9日（木） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く）

※3日は正午～午後5時15分

会場 市役所1階ロビー

内容 絵画、手工芸品等の展示、施設紹介（ほたるの里、市自立センター、花の里、市障がい者サポートセンター、かすみの里、東京青梅病院、なんてんの会、たましろの郷、成木台病院、はんず）

※2階喫茶コーナーで各施設の障がい者が作成した製品を販売します。

直接会場へ

★サポートセンター・サロンギャラリー ほか

市障がい者サポートセンターの活動紹介、利用者の作品展示、ビデオ上映会を行います。

▶サロンギャラリー

日時 12月3日（金）～9日（木） 午前10時～午後4時

会場 市障がい者サポートセンター1階憩いのサロン

▶ビデオ上映会

日時 12月5日（日） 午前10時から、6日（月） 午前10時から・午後1時から

会場 市障がい者サポートセンター第2相談室

テーマ 高次脳機能障害と発達障害

▶いずれも

費用無料

直接会場へ

ご利用ください

★青梅市障がい者

サポートセンター



障がいのある方の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、さまざまな事業を行っています。利用する場合は、登録が必要です。

所在地 大門2-261-1

連絡先 ☎30-0152、☎30-0153

開館時間 月～土曜日、祝日…午前9時～午後6時、日曜日…午前9時～午後5時（年末年始、毎月第3月曜日を除く）

※JR河辺駅南口から、直通の送迎車を運行しています。利用する場合は、青梅市障がい者サポートセンターへ申請が必要です。

※感染症対策として密集を避けるため、サポートセンターのサロンの利用は1日3時間まで

★青梅市障害者就労支援センター

市内在住の障がいのある方が安心して一般企業への就労を実現し、継続できるように、さまざまな支援を行っています。利用を希望する場合は、予約が必要です。

所在地 東青梅1-2-5東青梅センタービル3階

連絡先 ☎25-8510、☎25-8512

開館時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）